

北海道立総合博物館協議会 アイヌ民族文化研究センター専門部会の設置について

1 設置について

北海道立総合博物館条例第26条に基づき、アイヌ民族文化研究センターの運営および中期目標・計画と年度計画におけるアイヌ民族文化関連項目に関する調査審議を行うため、本協議会に「アイヌ民族文化研究センター専門部会」を設置することとする。

2 付託事項について

本専門部会における付託事項は、以下のとおりとする。

- ①北海道博物館アイヌ民族文化研究センターの運営方針および中期目標・計画、年度計画について
- ②北海道博物館の中期目標・計画、年度計画のうち、アイヌ文化関連項目について
- ③これらの事業の評価について